令和元年10月１日から

３歳から５歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

※　0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

○　**幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する３歳から５歳までの全ての子どもたち**の利用料が無償化されます。

- 幼稚園については、月28,000円を上限に無償となります。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月１日から小学校入学前までの3年間です。
  （注）幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- **通園送迎費、給食の食材料費、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担になります。**
  ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の小学校3年生から数えて第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化を受けるために新潟市へ認定の手続きが必要です（市外にお住まいの方は、当該市町村へご確認ください）。

○　**０歳から２歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。

- 無償化が始まったあとも、既存の軽減（第2子・第3子の多子軽減）は継続します。

【対象となる施設・事業】

○　幼稚園、保育園、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象**とされます。

（注）地域型保育とは、小規模保育、事業所内保育等を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

○　無償化の対象となるためには、新潟市から**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。（市外にお住まいの方は、当該市町村にご確認ください。）

（注）原則、入所施設を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）がありますので、下記の問い合わせ先までご確認ください。

○　幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額12,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

○　無償化の対象となるためには、新潟市から**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります（市外にお住まいの方は、当該市町村にご確認ください）。

（注1）保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）があります。下記の問い合わせ先までご確認ください。

○　**３歳から５歳までの子どもたちは月40,300円まで、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月45,700円まで**を上限に利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

○　**認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

（注1）認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

（注2）無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

○　**就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、３歳から５歳までの利用料が無償化**されます。

問い合わせ先：新潟市こども未来部幼保運営課 TEL：025-223-7374